

第7

警察署や消防署への通報

① 警察等への通報

- 事件や事故を目撃した
- 事件や事故の届出を受けた
- 不審者を発見した
- 泥酔者、病人を発見した

などのときは、すぐに110番や最寄りの警察署などへ通報してください。
病人を発見したときには、119番通報をしてください。



110番のかけ方

- まずは落ち着いて通報しましょう。
- 警察官の質問に対して順番に答えてください。
「何がありましたか」「場所はどこですか」などと質問します。
場所がわからないときは、近くの目標物を答えてください。



② 応急の救護

- 病人や負傷者を見出し、応急の救護が必要な場合は、安静な体勢にして、119番通報をしてください。
(AEDの施設場所を知っておくのも大切です。)

第8

活動を続ける上での注意事項

次の事項に該当する場合、証明を取り消される場合があります。

- 自動車による自主防犯パトロールを停止した場合
- 継続的な自主防犯パトロールを実施していないと認められる場合
- 青色防犯パトロール講習を受講しなかった場合
(3年ごとにパトロール講習の受講が必要です。)
- 目的外の業務をかねて防犯パトロールを行った場合
- 適切な自主防犯パトロールの実施が困難であると認められる場合
- そのほか、パトロール車両等の各種基準に違反した場合や不適切な活動を行った場合

青色防犯パトロールの申請関係

■ 岐阜県警察ホームページ

「岐阜県警 青パト」で検索

■ 申請窓口 (最寄りの警察署生活安全課) 地域安全シンボルマーク



青色が安全・安心の まちを灯す

青色回転灯を自動車に装着した

自主防犯パトロール 実施者の手引き



岐阜県警察

【生活安全総務課】